

令和元年度 第1回寄居町地域公共交通活性化協議会 会 議 資 料

資 料	ページ
議案第 1 号 平成30年度事業報告	1
議案第 2 号 平成30年度歳入歳出決算	3
議案第 3 号 令和元年度事業計画(案)	5
議案第 4 号 令和元年度歳入歳出予算(案)	7
議案第 5 号 令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請	8
報告事項 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について	15
デマンド型乗合タクシーの運行状況等について	17
デマンド型乗合タクシーの共通乗降場の取扱いについて	19
デマンド型乗合タクシーの予約受付について	20

【議案第1号】

平成30年度 事業報告

年月日	項目	議事・事業内容等
平成30年6月28日	第1回協議会	報告事項 ・愛のりタクシーの運行状況等について ・寄居町地域公共交通網形成計画の実施状況について ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について 議事 第1号 平成29年度事業報告 第2号 平成29年度歳入歳出決算 第3号 平成30年度事業計画(案) 第4号 平成30年度歳入歳出予算(案) 第5号 地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請
平成30年6月28日	補助金関係 (平成31年度)	平成31年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る生活交通確保維持改善計画の認定申請について
平成30年9月28日	補助金関係 (平成31年度)	平成31年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る生活交通確保維持改善計画の認定について
平成30年11月28日	補助金関係 (平成30年度)	平成30年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付申請
平成31年1月22日	第2回協議会 (書面協議)	議 事 第1号 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)の自己評価について
平成31年2月28日	補助金関係 (平成30年度)	平成30年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の交付決定及び額の確定
平成31年2月28日	補助金関係 (平成30年度)	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
平成31年3月26日	第3回協議会	報告事項 ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)の自己評価について ・愛のりタクシーの運行状況等について 議 事 第1号 平成31年度寄居町デマンド型乗合タクシーの運行計画について

寄居町地域公共交通事業実施状況（平成30年度）

事業内容② 駅のバリアフリー化事業

○地元住民からの請願を受け、東武鉄道株式会社に対し、東上線鉢形駅へのエレベーターの設置についての要望書を提出した。

事業内容⑥ 東武東上線池袋～寄居間の直通電車、複線化の要望、協議継続

○沿線市町村が加盟する「東武東上線東松山・寄居間複線化期成同盟会」において、東武鉄道株式会社に対し、陳情活動を行った。

事業内容⑪ よりいスマイルポイント事業等への参加

○町（保健センター）で実施する「よりいスマイルポイント事業」の対象事業として参加した。

（県事業） 地域公共交通インバウンド利用の促進

○訪日外国人旅行者が利用しやすい地域公共交通の環境整備を推進しするため、町、事業者、県と協力し、東秩父村路線バスの車内の運賃表示器における多言語化及び観光情報表示機能を整備した。

※上記「事業内容・丸数字」は、「寄居町地域公共交通網形成計画」に記載する目標達成のための「事業内容とその項番」である。

【議案第2号】

寄居町地域公共交通活性化協議会
平成30年度 歳入歳出決算書

1 歳入

単位：円

款	項	目	予算現額			収入済額	比較	説明
			当初予算額	補正予算額	計			
1 負担金	1 負担金	1 負担金	196,000	0	196,000	91,200	△ 104,800	寄居町負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1,000	0	1,000	0	△ 1,000	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	267,259	0	267,259	267,259	0	前年度繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	741	0	741	2	△ 739	預金利息
合 計			465,000	0	465,000	358,461	△ 106,539	

2 歳出

単位：円

款	項	目	予算現額			支出済額	不用額	説明
			当初予算額	補正予算額	計			
1 運営費			462,000	0	462,000	121,648	340,352	
	1 会議費	1 会議費	270,000	0	270,000	95,242	174,758	報償費 食糧費
	2 事務費	1 事務費	192,000	0	192,000	26,406	165,594	消耗品等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	1,000	0	1,000	0	1,000	
3 諸支出金	1 諸支出金	1 諸支出金	1,000	0	1,000	0	1,000	
4 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
合 計			465,000	0	465,000	121,648	343,352	

収入済額 358,461 円

支出済額 121,648 円

差引残額 236,813 円（翌年度へ繰越）

監 査 報 告 書

平成30年度寄居町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算について、令和元年6月10日
に関係帳簿等の監査を実施したところ、適正に執行されていることを認めます。

寄居町地域公共交通活性化協議会

監 事

池田和男



監 事

松本隆男



令和元年度 事業実施計画 (案)

1. 共通乗降場の登録要件の見直しの検討 ＜愛のり＞ 事業内容⑨ 新規

(概要) 公共公益施設や医療機関などに限定している共通乗降場の登録要件について、利便性の向上の観点から、緩和を検討する。

2. 高齢者への利用登録勧奨及び周知 ＜愛のり＞ 事業内容⑨ 新規

(概要) 町や社会福祉協議会で実施する各種事業など高齢者が集まる場に赴き、事業内容や利用方法の周知を行うとともに、愛のりタクシーに対してのヒアリング等を実施する。

3. 運転免許証自主返納者への周知 ＜愛のり＞ 事業内容⑤ 継続

(概要) 寄居警察署の協力のもと、自動車運転免許証自主返納者に対してのポスターやリーフレットを設置していただき、PRを図る。

4. 町広報及び町ホームページでの周知 ＜愛のり＞ 事業内容⑨ 継続

(概要) 愛のりタクシーの曜日別の利用状況を掲載する。また利用者へのインタビューを行い上手な活用方法などについても掲載しPRを図る。

5. インターネット予約の導入の検討 ＜愛のり＞ 事業内容⑤ 新規

(概要) 愛のりタクシーの利用に際して、予約は電話のみとしているが、利便性の向上とオペレーター等費用の経費削減を図ることを目的として、インターネット予約を導入する。

6. よりいスマイルポイント事業などへの参加 ＜愛のり＞ 事業内容⑪ 継続

(概要) 町健康福祉課が実施する外出機会の確保による健康促進を図ることを目的とした「よりいスマイルポイント事業」の対象事業として参加する。

7. バスの乗り方教室の実施 ＜バ ス＞ 事業内容⑤ 新規

(概要) 東秩父村と連携し、路線バス沿線上にある保育園児を対象とした乗り方教室を開催し、バスに対しての親しみを持てる機会を創出する。

8. 東武鉄道への要望、協議の継続 ＜鉄 道＞ 事業内容⑪ 継続

(概要) 沿線市町村が加盟する「東武東上線東松山・寄居間複線化促進期成同盟会」により、東武鉄道株式会社に対し、全線複線化や利便性向上への働きかけを継続して実施する。

【議案第4号】

寄居町地域公共交通活性化協議会
令和元年度 歳入歳出予算書（案）

1 歳入

単位：円

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	196,000	196,000	0	寄居町負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1,000	1,000	0	科目存置
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	236,813	267,259	△ 30,446	前年度繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	187	741	△ 554	預金利子
合 計			434,000	465,000	△ 31,000	

2 歳出

単位：円

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 運営費			431,000	462,000	△ 31,000	
	1 会議費	1 会議費	270,000	270,000	0	謝金 食糧費等
	2 事務費	1 事務費	161,000	192,000	△ 31,000	消耗品等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	1,000	1,000	0	科目存置
3 諸支出金	1 諸支出金	1 諸支出金	1,000	1,000	0	科目存置
4 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	1,000	0	科目存置
合 計			434,000	465,000	△ 31,000	

令和元年6月28日
（名称）寄居町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称				
寄居町地域内フィーダー系統確保維持計画				
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性				
<p>本町は、埼玉県北西部の都心から70km圏に位置し、面積は64.25平方キロメートルあり、自然環境が豊かで県立長瀨玉淀自然公園に指定されている。</p> <p>また、昭和55年に開設された関越自動車道花園インターチェンジを玄関口に、国道140号と254号、JR八高線・東武東上線・秩父鉄道線が結節する交通の要衝地である。バス交通は、県北都市間路線代替バスが2路線運行されているほか、南に隣接する東秩父村を結ぶ路線バスが本町に乗り入れている。</p> <p>しかしながら、本町は、面積が広大で町域の約25%が山林であることから、鉄道やバス路線だけではカバーできない、いわゆる交通不便地域が点在している。人口33,835人（H30.5.1現在）で年々減少、超高齢化社会に突入しており、こうした交通不便地域の解消や超高齢社会における交通手段の確保については喫緊の課題となっている。</p> <p>さらに、鉄道や路線バスの運行本数が少ないなど、サービス水準が低く利用しづらい状況となっているため、地域の特性・実情に応じた最適な交通手段を将来にわたり確保・維持するため「地域公共交通確保維持改善事業」に取り組むものである。具体的には、高齢者等の日中における自立的移動を支援するため、町内を面的にカバーする新たな移動手段であるデマンド交通の提供により交通不便地域の解消を図るものである。</p>				
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果				
(1) 事業の目標				
		目標値		
指標	現状 (H30末)	R2年度 R1.10～R2.9	R3年度 R2.10～R3.9	R4年度 R3.10～R4.10
デマンド型乗合 タクシー利用者数	44人/日	45人/日	46人/日	47人/日
デマンド型乗合 タクシー収支率※	20.9%	21.1%	21.6%	22.0%
※収益は運賃。経費は運行委託料、予約受付委託料等。				
(2) 事業の効果				
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町域に広く分布する交通不便地域の解消 ◆ 公共交通サービスの満足度の向上 ◆ 効果的・効率的な運行による持続性のある生活交通の確保 ◆ 高齢者等の外出範囲・機会の増加と健康の維持増進 ◆ 施設利用（公共施設や商業施設等）の増加による都市活力の向上 				

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【事業概要】

運行概要	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド型の乗合タクシーを町内全域で運行する。 ・事前の予約に応じてドア・ツー・ドア方式により運行する。 	
運行内容	開始時期	平成 26 年 4 月 1 日
	運行系統	地域内フィーダー系統
	運行事業者	町内タクシー事業者 3 社（一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得たもの）
	運行車両	セダン型の車両 2 台、福祉車両（スロープ式車いす対応）型タクシー 1 台
	運行日	年末年始（12/29～1/3）を除き運行：2 台 年末年始（12/29～1/3）、日曜日及びGWを除き運行：1 台
	運行時間	午前 8 時から午後 5 時まで
	運賃	一律 300 円 ただし、未就学児の利用は、保護者 1 人の同乗につき 1 人まで無料

【目標達成の事業】

事業実施計画（案）

1. 共通乗降場の登録要件の見直しの検討 ＜愛のり＞ 事業内容⑤ 新規

（概要）公共公益施設や医療機関などに限定している共通乗降場の登録要件について、利便性の向上の観点から、緩和を検討する。
2. 高齢者への利用登録勧奨及び周知 ＜愛のり＞ 事業内容⑥ 新規

（概要）町や社会福祉協議会で実施する各種事業など高齢者が集まる場に赴き、事業内容や利用方法の周知を行うとともに、愛のりタクシーに対してのヒアリング等を実施する。
3. 運転免許証自主返納者への周知 ＜愛のり＞ 事業内容⑤ 継続

（概要）寄居警察署の協力のもと、自動車運転免許証自主返納者に対してのポスターやリーフレットを設置していただき、PRを図る。
4. 町広報及び町ホームページでの周知 ＜愛のり＞ 事業内容⑤ 継続

（概要）愛のりタクシーの曜日別の利用状況を掲載する。また利用者へのインタビューを行い上手な活用方法などについても掲載しPRを図る。
5. インターネット予約の導入の検討 ＜愛のり＞ 事業内容⑤ 新規

（概要）愛のりタクシーの利用に際して、予約は電話のみとしているが、利便性の向上とオペレーター等費用の経費削減を図ることを目的として、インターネット予約を導入する。

【実施主体】

寄居町

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表 1 のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
寄居町から運行事業者への運行委託料は、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担している。(国庫補助金については、運行事業者(下記6のとおり)が交付を受け、当該額を町へ返還することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
有限会社本間タクシー・株式会社桜交通・大信観光花園有限会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

年月日	項目	議事・事業内容等
平成30年 6月28日	平成30年度 第1回 協議会	報告事項 ・デマンド型乗合タクシーの運行状況等について ・寄居町地域公共交通網形成計画の実施状況について ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について 議事 第1号 平成29年度事業報告 第2号 平成29年度歳入歳出決算 第3号 平成30年度事業計画（案） 第4号 平成30年度歳入歳出予算（案） 第5号 地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請
平成31年 1月22日	平成30年度 第2回 協議会（書面）	議事 第1号 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）の自己評価について
平成31年 3月26日	平成30年度 第3回 協議会	報告事項 ・平成30年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）の自己評価について ・平成31年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定について ・愛のりタクシーの運行状況等について 議事 第1号 平成30年度寄居町デマンド型乗合タクシーの運行計画について

18. 利用者等の意見の反映状況

実施年月	内 容
平成 24 年 8 月	公共交通に関するアンケート調査実施 (2千世帯配布、回収率36.4%)
平成 24 年 11 月 ～平成 25 年 3 月	デマンド交通実証調査利用者アンケート実施 (デマンドタクシーの車内で配布し、154件回収)
平成 25 年 2 月～3 月	パブリック・コメント手続き実施(意見:1人、2件) 寄居町生活交通ネットワーク計画(案)等について
平成 28 年 1 月 ～2 月	愛のりタクシー登録者アンケート調査 (登録者の属する世帯の世帯主1824世帯、回収数936)
平成 28 年 9 月	寄居町の公共交通に関するアンケート実施 (地域公共交通網形成計画策定に係る・15歳以上の町民から 1,000世帯無作為抽出・回収票数673)

19. 協議会メンバーの構成員

【寄居町地域公共交通活性化協議会 委員】

構成員	構成員名称
一般旅客自動車運送事業者	(有)本間タクシー、寄居タクシー(有)、 (株)桜交通、大信観光花園(有)、 武蔵観光(株)、イーグルバス(株)
一般旅客自動車運送事業者 が組織する団体	埼玉県乗用自動車協会
町民代表	寄居町連合区長会、寄居町民生・児童委員協議会、 寄居町身体障害者福祉会
地方運輸局	関東運輸局埼玉運輸支局
道路管理者	熊谷県土整備事務所
都道府県警察	寄居警察署
学識経験者	埼玉大学大学院理工学研究科教授
一般旅客自動車運送事業者 の運転手代表	(有)本間タクシー運転手
関係都道府県	埼玉県企画財政部交通政策課
関係市区町村	東秩父村
寄居町	副町長、総務課、商工観光課

平成 31 年 6 月 26 日現在

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180-1

(所 属) 都市計画課 都市計画班

(氏 名) 野原 篤史

(電 話) 048-581-1357

(e-mail) toshikei@town.yorii.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
寄居町	有限会社 本間タクシー	(1) 寄居町デマンド型 乗合タクシー(その1)	寄居 町内	寄居 町内	往	km	360日	2,880回		区域運行	②(2)	・共通乗降場として、鉄 道駅、秩父鉄道・JR八高 線・東武鉄道東上線)及 びバス停(県北都市間 路線バス(寄居車庫ニ 本庄線、寄居車庫ニ深 谷線)を設定し、地域間 交通ネットワークとの接 続を図る。	③
					復	km							
					往	km							
	大信観光花園 有限会社	(2) 寄居町デマンド型 乗合タクシー(その2)	寄居 町内	寄居 町内	往	km	308日	2,464回		区域運行	②(2)		③
					復	km							
		(3) 寄居町デマンド型 乗合タクシー(福祉車 両)	寄居 町内	寄居 町内	往	km	360日	2,880回		区域運行	②(2)		③
					復	km							
		(4)			往	km	日	回					
		(5)			往	km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特別措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	寄居町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	33,573
交通不便地域	8,071

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
8,071	寄居町全域	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
8,071		

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

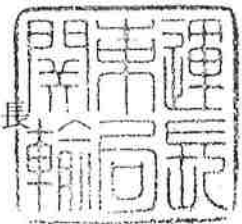
1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)



関交企第75号
関自旅一第1515号
関海旅第1036号
平成31年2月28日

寄居町地域公共交通活性化協議会 会長 殿

関東運輸局長



地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

標記について、地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年4月1日付け、国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号）6.（1）②の規定に基づき、地域公共交通確保維持改善事業に係る二次評価を実施しましたので、評価結果を通知します。

協議会においては、必要に応じて生活交通確保維持改善事業を見直し、評価結果を同計画に反映するようお願いいたします。



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表
(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

平成31年2月28日
関東運輸局

評価対象事業名: 陸上交通に係る地域公共交通確保維持改善事業(地域内ライダー系統)

協議会名	①補助対象事業者等	②事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
			③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況		
新居町地域公共交通活性化協議会	①補助対象事業者等 大信観光花園有限公司 大信観光本社 大信観光タクシー 株式会社桜交遊	②事業概要 ・デマンド型の乗合タクシーを町内全域運行する。 ・事前予約に応じてドア・トゥー・ドア方式により運行する。	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況 利用状況のデータを番簿・分析するとともに利用率向上に向けた検討を行った。 H19年の情報を見直しや発信を積極的に行った。	④事業実施の適切性 計画どおり事業は適切に実施された。	⑤目標・効果達成状況 H29(29.10~30.9)事業 ○目標 ・利用者数...44人/日 ・収支率...26% ○達成状況 ・利用者数 46人/日 ・収支率 20.6% ・収支差 16,533千円 (運行経費 20,834千円) (収益 4,301千円) ・相乗り率 49.5%	地方運輸局等における二次評価結果 評価結果	備考
					⑥事業の今後の改善点 収支率が目標に及ばなかった。乗客人件費の増加等により運行経費が増加したことが要因の一つと考える。 予約ができなかった対象者の集計情報を生かす。当日予約の希望を把握するとともに、利用時間の重複が問題と考える。 また、新規登録者は増えているが利用に結びついていないケースがあるため、利用しやすい環境づくりを目指す。 広報宣伝により乗合率を向上させ利用者数を増やしていく。	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されている。利用者目標は達成されているが収支率が目標を下回る結果となっているため、利用者の目的や乗降調査を行い人件費の削減に努めていただくことを期待する。また、今後の改善点にあるように、継続して利用していただくことで持続可能な公共交通となるよう幅広い取り組みの検討を進めていかなければならない。 なお、平成30年度地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会における委員による以下の助言は、今後の取組みを行う上で必要な観点であり、考慮されたい。 ○目標の設定については、地域の上位計画との整合性を図り、目標達成の有無にかかわらず、結果の要因を検証することが重要。 ○二乗の把握は、公共交通を利用しない人が、利用することへのハードルがどこにあるかを調査することが重要。また、地域の生活スタイルを見極め、正確なデータ収集が重要。 ○利用促進施策等は、ターゲットを明確にし、どのような効果があつたかを定量的に検証し、次の施策につなげることが重要。 ○持続可能な公共交通を実現には、交流人口の取り込みを検証することが重要。 ○デマンド交通について、利用希望者のうち、どれだけの人が、なぜ利用出来なかったのかを検証することが重要。 ○地域内交通は、より多くの人に知ってもらい、多くの人に利用してもらわなければならない。	

【報告事項】

寄居町デマンド型乗合タクシーの運行状況等

1 登録状況

平成31年3月末時点での登録者数は3,414人である。男女比は概ね2:1と女性が圧倒的に多く、年齢別では80歳代の登録が最も多く、60歳代以上では全体の約3/4を占めている。

(平成30年3月末比144人増)

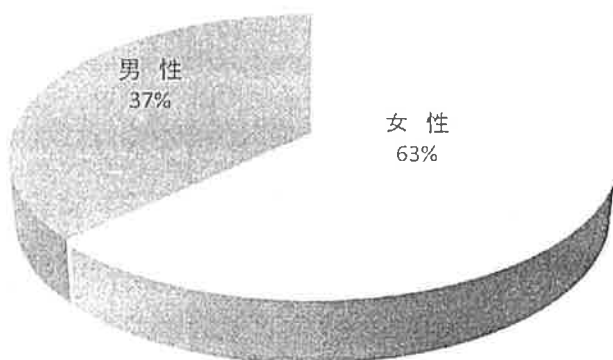
3月末時点登録者数： 3,414 人

■年齢別男女別登録者数

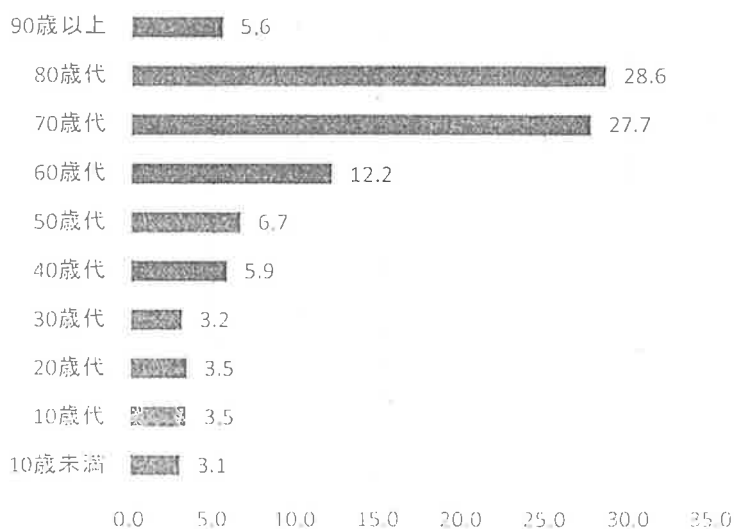
年齢	女性	男性	全体	構成比
10歳未満	53	53	106	3.1
10歳代	59	62	121	3.5
20歳代	68	50	118	3.5
30歳代	65	44	109	3.2
40歳代	97	105	202	5.9
50歳代	133	95	228	6.7
60歳代	247	170	417	12.2
70歳代	625	319	944	27.7
80歳代	671	305	976	28.6
90歳以上	129	64	193	5.6
合計	2,147	1,267	3,414	100.0

※ 人数は累計

■男女比



■年齢構成比



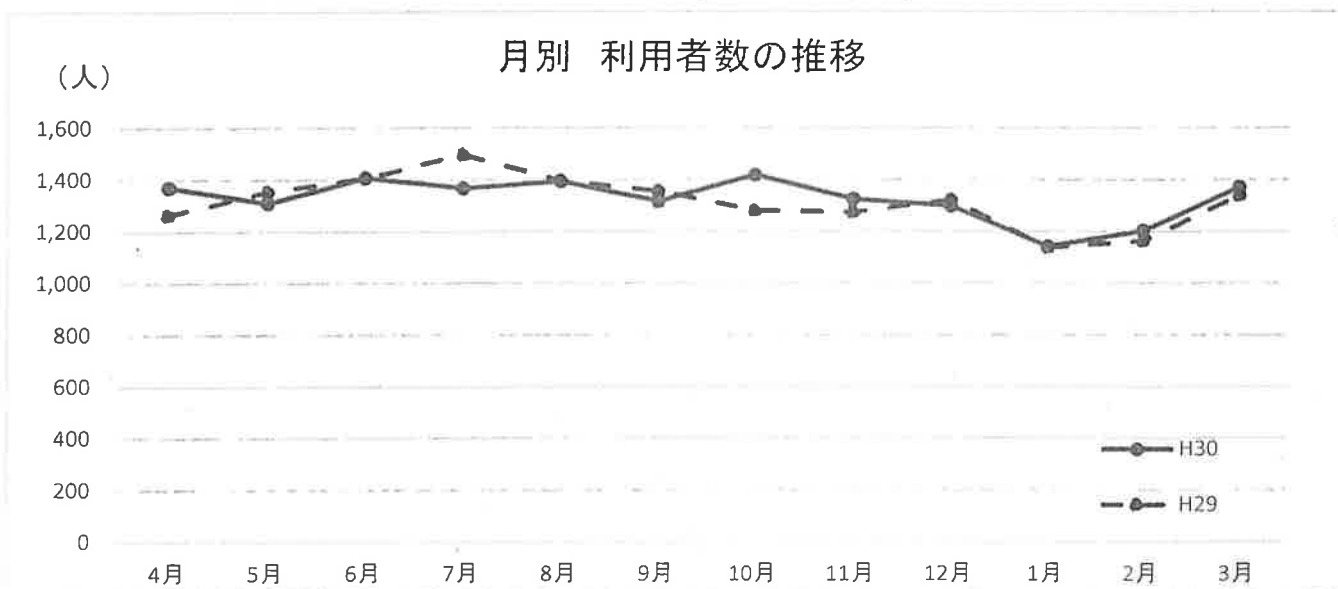
2 利用状況 : 平成30年4月～平成31年3月

■利用人数

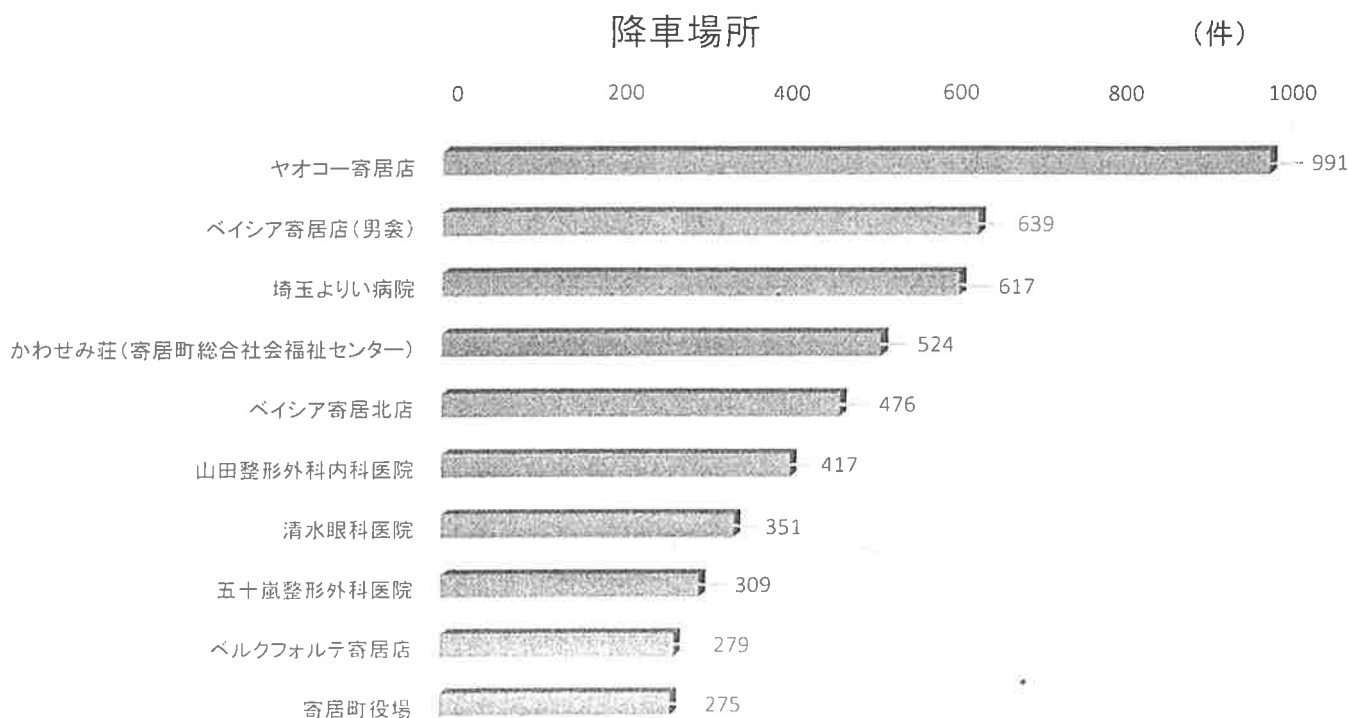
単位:人・%

利用年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用人数	1,371	1,311	1,409	1,369	1,395	1,318	1,420	1,326	1,299	1,143	1,204	1,371	15,936
昨年度利用人数	1,263	1,355	1,407	1,496	1,397	1,358	1,281	1,276	1,323	1,139	1,164	1,340	15,799
1日当たり	46	42	47	44	45	44	46	44	46	41	43	44	44
乗合率	45.7	43.2	53.8	56.7	49.2	55.3	55.6	55.2	56.0	53.3	53.3	54.3	52.6
昨年度乗合率	43.2	49.8	53.1	52.8	44.7	44.1	41.9	49.4	53.2	47.1	48.1	49.1	48.0

※乗合率(利用者ベース) = 乗合時の利用者数 ÷ 総利用者数



■利用施設状況 (累計予約件数、上位10施設)



愛のりタクシー共通乗降場の取扱いについて

(現状)

- ・ 共通乗降場は、全部で約360箇所。（一覧は別紙のとおり）
- ・ 共通乗降場の登録は、不特定多数の方が利用する、公共公益施設や医療機関、商業施設などの施設を指定条件としている。
- ・ 事業開始時に当該施設を登録し、それ以降は条件に合致する施設が新規に開設されれば随時登録を行っている。
- ・ したがって、個人商店・事業所等については、共通乗降場に指定していない。

今回、利用者の利便性の向上を目的として、
個人商店等についても、共通乗降場の対象とする。

(実施方法及びスケジュール)

【本年度】

町ホームページや広報により、利用者及び個人商店等に対し、共通乗降場の登録について一定期間募集し、事務局での取りまとめのうえ、共通乗降場として登録する。

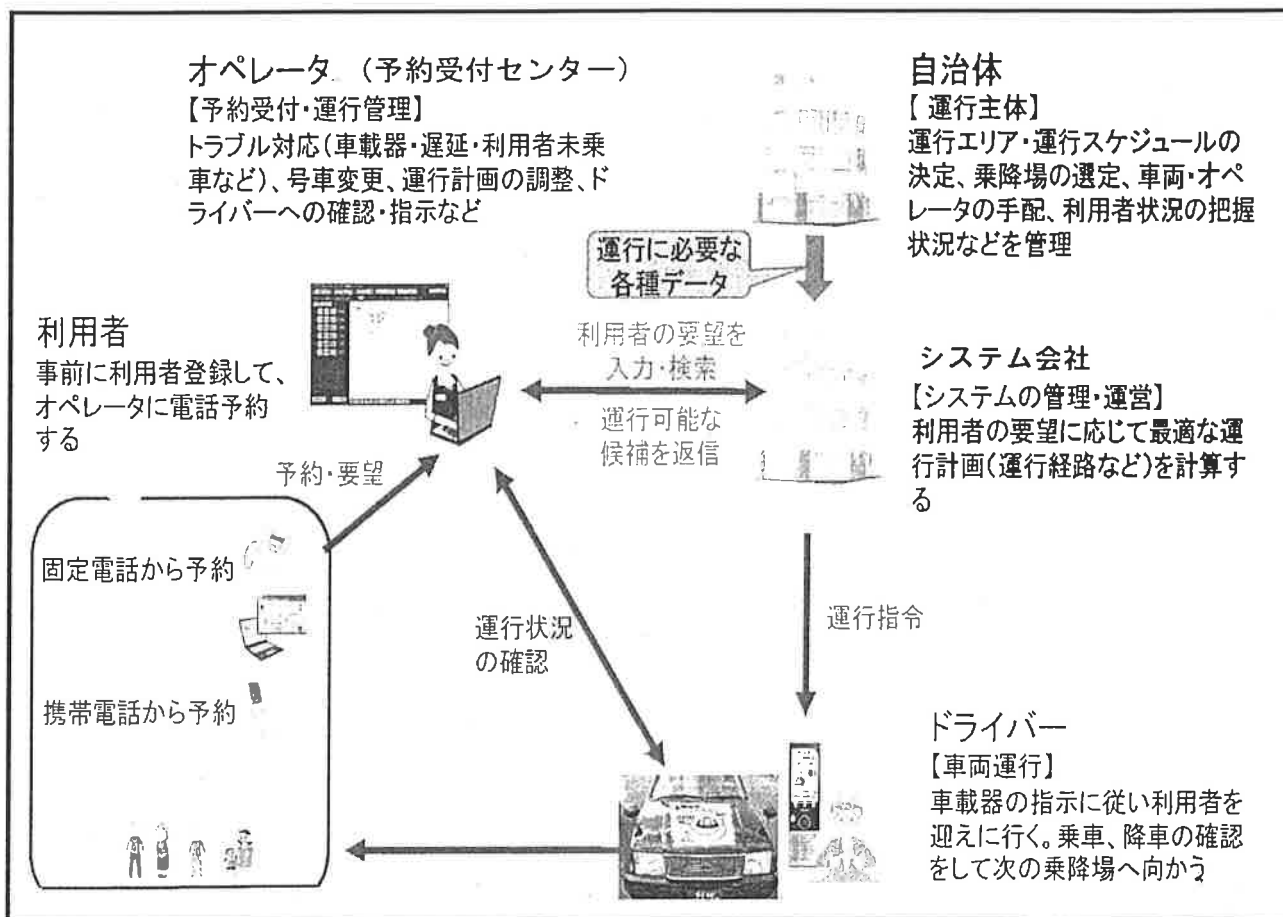
- ・ 令和元年 8～10月 募集・応募受付
- ・ 令和元年11～12月 取りまとめ・共通乗降場登録
- ・ 令和2年1月～ 利用開始（住民周知）

【来年度以降】

利用者や個人商店等からの申出があり次第、その都度、共通乗降場として登録する。

デマンド型乗合タクシーの予約受付について

1. デマンド運行関係図



2. 予約受付業務の概要

- ①デマンドシステムを利用した電話予約受付、問い合わせ等への対応、配車管理。
- ②新規利用登録者データ等の入力
- ④資格喪失者(転出・死亡による)のデータ入力。
- ⑤日報、月報の作成(予約成立件数・予約不能件数・当日予約件数等エクセル集計)
- ⑥資格喪失者(転出・死亡による)のデータ入力。

3. 委託の概要

- 相手方 : 社会福祉法人 寄居町社会福祉協議会
- 予約受付時間…年末年始(12/29~1/3)を除く毎日。午前8時~午後5時。
- 1日当たり2名のオペレーターを配置する。
- 専用電話回線、インターネット回線、システム使用のための端末等は受託者負担。
- 年間電話件数…年間約10,800件(H30)→約30件/日(359日)

